

# 東亜同文書院への外務省留学生の派遣

—1910-20年代の委託教育を中心に—

松 谷 昭 廣

## はじめに

本稿は、外務省による東亜同文書院への外務省留学生委託教育の実態を通して、派遣元である外務省からみた同校の機能、役割を明らかにすることを目的とする。

東亜同文書院（以下、同文書院と記す）は、1898年に結成された東亜同文会（以下、同文会と記す）によって1900年に南京に南京同文書院として設立された。翌1901年に華北にて勃発した義和團事件の影響もあって東亜同文書院として上海に移転し、おもに中国大陸で活動する人材の養成をおこなった。

従来の同文書院に関する研究で外務省留学生に言及したものではなく、外務省留学生に関する研究についても管見の限りほとんど見当たらない。外務省史が10年間ほどの留学生の氏名を列挙するほか<sup>1</sup>、六角恒廣が『法令全書』を用いて法的側面を簡述する程度である<sup>2</sup>。そこで本稿では、従来ほとんどふれられることのなかった外務省留学生と同文書院との関係を制度と教育内容の両面から検討したい。

外務省留学生試験に合格し、採用された外務省留学生は、「本来留学生ハ訳官ニ使用スルノ旨趣<sup>3</sup>」とされるが、留学修了後は外務書記生として関係国に置かれた日本の領事館で職務につき、将来的には領事となることが期待された。

大使、公使といった外交官が外交交渉を本務とするのに対し、領事官は通商と航海を主に扱い、在外邦人の保護が任務であるとされる<sup>4</sup>。戦前の中国で貿易、通商をめぐり多大な利害関係を有していた日本にとって領事の果たす役割は決して小さくはなかったと思われ、領事、書記生の養成の一階級である外務省留学生の養成は重要な課題であったといえよう。

外務省留学生は「外務大臣ノ必要ト認ムル外国语ノ講習ノ為」（「外務省留学生規程中改正」1922年1月）に当該地域へ留学させたが、ここでいう「外国语」とは高等試験外交科の試験に「外国语ハ英語、仏語及独

語ノ中ニ就キ受験者ヲシテ予メ一種選択セシム」（「高等試験令」1918年1月）とある英、仏、独語以外の中國語をはじめ、ロシア語、モンゴル語などの「特殊言語<sup>5</sup>」が主たる対象であった。

本稿では、まず外務省留学生の制度と留学修了後の外務官僚としての一般的な経歴を提示し、そこへ同文会が外務省とどのような関わりをもち、同文書院での委託教育へ漕ぎつけたかを明らかにし、最後に外務省から同文書院に対して委託教育に期待された教育内容について言及したい。

政府と民間の中間領域に位置する非政府団体は戦前日本の中國政策の形成、執行に多大な影響を与えたとされる。また、同文会が日中関係における重大な転機のたびに展開した主張は、日本の外交当局と必ずしも一致しない点が認められる<sup>6</sup>。しかし、外交当局としてそれらの主張をそのまま採用したわけではなく、中國通を自負した同文会だったが、その主張には一定の限界があったと考えられる。ここでは、同文会の思惑と外務省の施策との齟齬の一端を、同文書院への外務省留学生の委託教育を通して明らかにしたい。

## 1. 外務省留学生の制度と留学修了後の官途

外務省留学生一般の状況を、一例として1894年に第1回の留学生として採用され、のちに外務省から高く評価された船津辰一郎の経歴を取り上げてみたい<sup>7</sup>。前述の同文書院への委託教育を受けた他の留学生の官歴も基本的にこれと大差なく、ある程度の輪郭は把握できよう。

船津辰一郎は1894年6月に実施された外務省留学生試験に応じた。船津は受験以前に北京へ渡り中国人から中國語を学んでいたが中学校卒業ではなかった。当時の規程では受験資格として18歳以上、21歳以下と年齢のみが条件とされていたことによる。のちに改正された規程では「尋常中学校以上ノ学校」卒業とされ、試験に数学、簿記、地理、歴史などが加えられ（「外務

省留学生規程」1903年7月), さらに改められて国際公法大意, 経済学大意なども加わった(「外務省留学生規程中改正」1918年2月)。

受験資格は規程上「中学校以上ノ学校」卒業とされている。しかし、例えば同文書院は1904年の卒業生に対し進路を予めいくつか提示し、その中から希望する就職先を第一希望から随意に申告させたが、そのひとつに「外交官公使館領事館書記生、外務留学生<sup>8</sup>」とあり、また1920年代においても大学予科卒業、あるいは高等学校中退といった経験の採用者が見受けられるところから、高等教育相当の学力をもって外務省留学生試験に応じていたことがわかる。従って、実際は中学校卒業程度をこえ、高等教育在籍以上の学力が求められたようである。

船津の留学生時代は日清戦争と重なり、陸軍通訳として従軍したこともあるが、船津が派遣される根拠となった1894年の留学生規程の問題点を駐清公使内田康哉が「動モスレバ放逸粗豪ノ氣風ヲ習得シ易<sup>9</sup>」いと指摘することから、当時留学本来の主旨である現地での学習は十分に機能していなかったと推測される。内田の指摘を容れて大幅に改正された1903年の留学生規程では「適當ノ場所ニ於テ一定ノ日課ヲ学修セシムルコト」とあり、さきの内田の建議には公使館構内か公使指定の場所で、中国語のほか英仏語のいずれかを兼修させ、国際公法、刑法、商法、経済学などを随意で研究させるといった提案がみえるので、北京の日本公使館でこれらの勉学に励むことが期待されたといえる。

留学修了後の船津の赴任地、官職は、1896年2月在芝罘領事館(書記生)、1897年5月在上海総領事館(同前)、1899年9月シカゴ(同前)、1901年1月ニューヨーク(同前)、1904年7月牛莊(同前)、1906年上海総領事館南京分館(副領事)、1908年4月香港(同前)、1912年4月南京(領事)、1914年6月北京(公使館三等書記官)、1915年12月北京(公使館二等書記官)、1918年6月北京(公使館一等書記官)、1919年5月天津(総領事)、1921年11月上海(同前)、1923年5月奉天(同前)、1926年9月ベルリン(大使館参事官)、同月依頼退官、という官歴をたどった<sup>10</sup>。

他の留学生出身者と共に通しているのは、留学修了後に外務書記生に任官すること、欧米在勤も若干みられるが時期的には短期にとどまり、ほとんど中国国内の領事館を異動すること、もっとも昇進して総領事となることはあっても、公使や大使といった外交官には昇進していないことである。

領事としての主要な職務には「日本臣民ヲ保護」すること、「帝国ノ通商航海ニ関スル利益ヲ維持増進」することなどがある(「領事官職務規則」1900年4月)。この領事の職務を語学力を生かして補佐するのが外務書記生である<sup>11</sup>。さらにこれら職務遂行にあたっては情報収集も重要であった。例えば、1919年外務省留学生(ロシア語)に採用され、早稲田大学を中退し、日露協会学校に入学した杉原千畝を「ロシア語の専門家、情報マン<sup>12</sup>」と指摘するのはその好例である。

収集する情報は政治的なものから領事報告にみられる経済的な性質のものまで含まれる。船津が中国各地の領事館を異動するなかで従事した職務には、ドイツ教案事件による膠州湾占領地の調査、漢口日本專管居留地設定交渉、大冶鉱石購入契約、中国鉱山調査報告書の作成、中国塩産調査報告書の作成などの視察、調査などが確認できるが<sup>13</sup>、いずれも外務書記生として領事を補佐する職務として行なったものであろう。また、中国の政情や中国をめぐる列国の動きを在北京公使館、あるいは東京の本省に報告することも不可欠な任務であった。

領事の職務中、邦人保護とは当該国で発生した事件、災害などから日本人を保護する意味だが、1920年代中国ナショナリズムの昂揚を前にして日本製品が排斥されるだけにとどまらず、在留邦人が危険に晒されることもしばしばであった。この際の保護もまた領事の職務であり、武力鎮圧を求める在留邦人と列国との関係、中国政府への配慮の間にあって難しい判断を迫られることもあった<sup>14</sup>。

このように邦人保護ひとつを取り上げても、在留邦人の災害、内乱などからの保護が同時に日本帝国主義の侵略への抵抗運動の弾圧にも通じうるという領事の職務のもつ両義性には留意したい。

## 2. 東亜同文書院における外務省留学生委託教育

第1回の卒業生を輩出した1904年以降の同文書院と外務省留学生との関係を、外交政策と外務省の省内事情の両面から辿ることとしたい。

### (1) 1907年4月の委託教育

1905年のポーツマス条約締結後、関東州租借地と満鉄附属地を基盤として「満洲」経営が始まった。特に、1907年の満鉄の営業開始により同社の経営する鉄道、鉱山、土木、教育、衛生などの施設をもとに「特殊権益」の確立が目指された。しかし、その一方で日本の「満洲」経営には本来の統治者である清国政府、同地に利害関係を有するロシアとの交渉の必要が生じた<sup>15</sup>。

これらの対外交渉をも担うことになったのが外務省の出先である現地の領事であった。

「満洲」各地に領事館が増設された結果、【表1】のように領事館数が増加したが、これに伴って領事館に勤務する職員数の増加が見込まれたのであろう。1905年11月在漢口領事水野幸吉は桂太郎外相（第一次桂内閣首相兼摺）に中國語に通じた職員の養成に関して意見を具申した。

時期をほぼ同じくして、1907年同文会が「外務省ノ委託生ガ五名、是ハ書記生ニスル見込ミデ養成ヲ委託サレマシタ<sup>16</sup>」というように1906年採用の外務省留学生5名を同文書院に受け入れた。彼らは1906年に留学生に採用され、その後北京で「米国教会ノ経営ニ係ル匯文書院」に寄宿して「任意本人ノ希望セル学科ヲ選択修学セシムル外専ラ清語ノ學習」に励んでいたが<sup>17</sup>、翌07年4月に上海へ転学となり同文書院政治科に入学した<sup>18</sup>。政治科への入学は、同文書院が「近頃ハ支那ノ學校デ日本ノ教師ヲ余り迎ヘヌヤウニナリマシテ、一両年間ハ政治科ノ捌ケガ遅々トシテ居リマシタ、然ルニ今年ハ方向ヲ変ヘマシテ、外務省ノ留学生、外務省ノ

書記生ノ方ニ多ク出ルコトニナリマシ<sup>19</sup>」たと述べることに關係しよう。

【表2】のように、この点が委託として特記されていないのは、彼らすべてが本科生と同じく3ヶ年在学したわけではなく、中国語を必須として、その他必要学科を履修する変則的な在学形態であったと思われる。但し、この1907年の委託教育は「徵兵猶予ノ關係上ノ都合」と理由づけされているように<sup>20</sup>、1907年1月の徵兵猶予の改定にともない同文書院に在学することで徵兵猶予をねらったものと思われる。この措置はこの5名だけで<sup>21</sup>、その後しばらく委託教育は行われず、次の委託教育は後述のように1919年からである。

ところで、先述の1905年に提出した水野の具申の概要は、昨今高まってきた在華公館での中国語に通じた官員の需要に対応するために、(1)同文書院卒業生から学業、品行、体格とともに優れた学生を毎年10名ほど外務省留学生として採用し、同校に研究科を新設して卒業後もさらに2年間修学させること、(2)その際には外務省留学生試験を免除されるように規程を改正する、というものであった。この水野の私案に対して根津一

【表1】在華領事館数の推移（1901年—1925年）

1901年	1902年	1903年	1904年	1905年	1906年	1907年	1908年	1909年	1910年	1911年	1912年	1913年
12	12	12	12	14	15	22	22	24	27	28	27	27

1914年	1915年	1916年	1917年	1918年	1919年	1920年	1921年	1922年	1923年	1924年	1925年
25	26	30	37	36	38	38	39	36	43	45	45

〔出典〕『外務省年鑑』各年度、『職員録』各年度より作成。

(註) ここにいう在華領事館とは、総領事館、領事館、領事館分館を含む。

【表2】外務省留学生（中国語）採用者と東亜同文書院在籍者（1894年—1930年）

年月	94.3	96.3	97.7	97.9	98.9	00.5	02.9	03.9	06.9	11.7	12.9	13.7	14.7	15.9	16.8	19.9	20.9
採用者	1	1	1	1	3	1	3	1	5	3	2	2	2	1	3	5	6
委託生	—	—	—	—	—	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	5	6
在籍者	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	5

21.4	22.4	23.5	26.6	27.6	28.7	29.7
5	5	3	5	2	3	4
5	5	3	3	0	0	0
5	5	2	3	0	0	0

〔出典〕『外務省月報』、『外務省報』、佐々木享「東亜同文書院入学者の群像」（『同文書院記念報』第11号、2003年3月），より作成。

同文書院院長は、留学生は「普通本科学生ト違リ社交修練ノ便宜ヲ圖ルベキ」として「至極同意」したという<sup>22</sup>。

1906年5月に規程が改正されたが、これは水野の私案を容れて「中学校以上ノ学校卒業生ニシテ外務大臣ノ認定シタル在清学校ヲ卒業シタル者」は試験を免除し、外務省留学生として清国に留学させるとした（「外務省留学生規程中改正」1906年5月）。規程では「在清学校」名を特定していないが、同文会が当時「現今清國ニアリテ中学校以上ノ学校ヲ卒業生ヲ修養シテ更ニ三ヶ年高等ノ學問ヲ授クルモノハ上海ニアル我東亜同文書院ナリトスサレバ……書院ノ卒業生ハ勿論無試験ニテ清國留学生タルコトヲ得ベシ<sup>23</sup>」と解していることからも同文書院とみてよい。

但し、規程は改正されたものの、これが運用された形跡はみられない。むしろ外務省はこの運用に慎重であったことが窺われる。それは例え、規程改正から5年のち根津院長の「（外務省留学生）御採用の方法ハ弊院卒業生モ普通一般志願者と同様に受験せし御採用之儀ニ候哉又ハ……試験を用ひず考査丈にて御採用可成候様の特別御取扱有之之儀ニ御考や<sup>24</sup>」との問い合わせに、外務省政務局長倉知鉄吉は「先ツ養成之要ハ從来通リノ方針ヲ維持スル事ニ省議決定相成リ候ニ付同院卒業生ニ対シテモ一般志願者同様總て受験ヲ行ヒ外務省留学生規程……ノ除外例ハ之ヲ適用セサル筈有之候<sup>25</sup>」と回答していることに表れている。

それゆえに辛亥革命後に作成されたとみられる「対支那経営助成案」において、「外務書記生特別養成案」を掲げ、「書院本科卒業ノ希望者ヨリ之ヲ選択シテ外務省留学生トナシ、尚二年間語学其他必要ノ教育ヲ施ストキハ、……在清勤務ニ恰適セル良書記生ヲ得ベク、更二年所ヲ経テ、領事トナリ、外交官トナルニ従ヒ、益々其効能ヲ發揮スペキナリ<sup>26</sup>」と改めて主張しなくてはならなかつたのだろう。

同文書院での留学生委託教育は1906年留学生採用者5名を受け入れたにとどまり、その後継続されなかつた。また、規程が改正されて同文書院卒業生に特例を設けたものの、実際の運用はされなかつた。これは外務省の慎重な姿勢によるところが大きい。関係文書から判断するに、外務当局は留学生の修学成績に多大な注意を払っていることから、量的確保以上に、競争試験を通しての質的確保も重視したことによると推測される。

## (2) 1919年9月からの委託教育

対華二十一ヶ条要求に対する中国の反発をうけて、

不干渉政策を掲げた寺内内閣であったが、援護政策にみられる北洋軍閥の支援、さらには日中軍事協定などにより中国での利権を獲得しつつあった。1919年五四運動にみられる中国ナショナリズムの昂揚は山東権益返還要求へのうねりとなり、中国各地で排日運動が活発化した<sup>27</sup>。

後藤新平外相（寺内内閣）は「満洲」に特別任用の領事を任命し、在外公館の職員定員を増加するなどの措置を講じた<sup>28</sup>。また、帝国議会においては「此ノ経費ノ中ニ外國留学生ノ増派ト云フコトガアリマスカ、……自分ノ考ヘル所ニ依リマスレバ、日本ニ於テハ支那及、露西亞ニ対シマシテ、大ニ力ヲ尽サナケレバナラヌ」

（野副重一、立憲政友会）、「英独仏語以外ノ國語ヲ使用スル外國留学生ヲ派遣スルニ就テ……其必要ナルコトハ言フヲ待タヌ<sup>29</sup>」（林毅陸、同前）といった中国、ロシアへの外務省留学生増派の必要性が主張されていた。産業立国を唱道する立憲政友会は満蒙権益への関心が強く<sup>30</sup>、ロシア革命の当該地域への影響を懸念し、この方面的公館を充実させようとの意味をここに含んでいるとみることができるかもしれない。

しかし、一方で大戦好況であった当時は高等試験に合格しても好況企業に就職する傾向が強かつた<sup>31</sup>。高等官でさえこのようであれば、外務省留学生の不人気ぶりはなおさらであろう。現に「支那語留学生ノ養成ハ目下最モ急務トスルニ拘ラス他語留学生ニ比シ応募者少ク現在支那語留学生ハ大正五年度ニ採用セル三名アルノミ……今回ノ試験ニ於テモ予定募集人員八名ニ對シ僅カニ四名ノ応募アルノミニテ其募集中幾名ノ合格者ヲ得ヘキヤスラ疑問ノ状態ニテ斯ル状勢ナルヲ以テ向後試験ニ依リ支那語留学生ノ満足ナル応募者ヲ得ルコトハ困難ナルヘシ<sup>32</sup>」といった状況にあつた。そこで外務省は1919年採用の留学生5名を「本人ノ学力其他勉強監督ノ必要上貴地同文書院ニ依託教育ヲ為<sup>33</sup>」すとし、同文書院も「外務省留学生五名ヲ同文書院ニ依託教育ノ件同文書院ニ於テハ御申越シノ通り引受ク<sup>34</sup>」とこれに応じた。

1919年に試験によって採用した留学生5名は同文書院商務科生徒として3ヶ年教育を受けることとしたが、翌20年以降は留学生試験を実施せず、留学生の採用を同文会に委ねる措置をとつた。具体的な留学生獲得の方法は「東亜同文書院依託学生ノ募集ハ本省ノ必要ニ応シ東亜同文会之ヲ行フ／東亜同文会ハ更ニ府県知事二人選方ヲ依頼シ府県知事ハ管下中学校卒業生ニシテ成績優秀ノ者ノ中カラ之ヲ推薦ス<sup>35</sup>」といったものであつた。

【表3】東亜同文書院1923年卒業生における外務省留学生成績

氏名	支那語一部	支那語二部	英語	英語会話	時文	漢文	商法	経済学	財政学	商業学	商業算術	簿記	商業実践	支那政治事情	調査	第三学年平均	序列
a	甲	甲	甲	乙	甲	甲	乙	甲	甲	甲	乙	甲	甲	乙	甲	甲	3
b	乙	乙	丙	丙	乙	乙	丙	甲	丙	丙	乙	丁	甲	丙	乙	乙	19
c	乙	甲	甲	甲	乙	甲	丙	乙	甲	甲	乙	丁	甲	乙	甲	乙	21
d	甲	乙	乙	甲	乙	甲	丁	乙	甲	甲	丙	甲	甲	乙	甲	乙	23
e	甲	甲	乙	甲	乙	甲	丙	乙	甲	乙	丁	乙	丙	乙	乙	乙	33
f	丙	丙	丙	丙	甲	乙	乙	甲	乙	丙	丁	丁	乙	丙	甲	乙	75
g	丙	丙	丙	丙	乙	乙	丙	乙	乙	乙	丙	乙	丙	乙	乙	乙	78

〔出典〕「東亜同文書院第二十期生卒業成績表」、外務省記録『外務省留学生関係雑件 成績報告書(亞細亞各地)』

第1巻。1学年123名から外務省留学生のみを抜粋して作成。

(註) 留学生氏名は匿名とした。

これにともない規程が改正された。改正の要点は、(1)外務省の実施する外務省留学生試験を受験することなく、同文会に留学生の選抜を委託し、同文会の選抜に合格した者は外務省留学生として同文書院に入学させる、(2)同文書院3ヶ年卒業のうち、さらに2ヶ年北京で修学させる、というものである(「外務省留学生規程中改正」1920年9月)。

さて、実質的に1919年採用留学生から1926年採用留学生までつづく同文書院への委託教育であったが、実際は当初予想していなかった結果になったようである。その実態は(A)外務省の留学生の修学態度に対する不満、(B)外務省の留学生の成績不振に対する不満、(C)留学生の同文書院の教育内容に対する不満、にまとめられる。そこで以下にその実際を示したい。

(A)【表2】にみえるが、1919年から1923年採用の留学生は全員同文書院の委託教育に付されていることから「委託生」と「在籍者」の人数が一致しなくてはならない。しかし、実際は「在籍者」のほうが少なくなっている。家族の病気を理由に帰国し、無断で高等試験を受験する学生、英語ばかり学習し、中国語を疎かにする学生など、その修学態度によって退学を促されたり、休学する学生がみられたことによる。

(B)外務省が1920年以降留学生選抜を委託した同文会に「(1920年同文会選抜中の)三名留学生ハ最初中学校ノ卒業成績可良ナラサリシ為メ同文書院在学中ノ成績モ甚ダ振ハズ聊カ寒心ニ不堪次第ニ有之候处元来本省委託学生ハ試験ヲ課セサルモノニ付キ中学校卒業ノ成績優秀ナル者(少クトモ全級十番以内者——原註)ヲ採用致度間其辺特ニ御配慮ヲ得度」と要望するように留学生の成績不振が問題となつた。

委託教育の学業成績が問題にされたが、彼らの実際の成績を示したのが【表3】である。確かに玉石混交の感は否めないものの、表中「序列」から判断すると「不良」(内田康哉外相)とばかりはいえまい。実際、1923年初頭には在籍者中4名について「学業成績優秀者」として評価されている<sup>36</sup>。但し、従来競争試験を通過していた留学生と比較すると、中学校卒業者で外務省が試験を実施することなく選抜された学生ということもあってか、全体的に水準が低下したと判断されたのであろう。

(C)不振ぶりを批判された留学生は外務省に対して反論を試みている。「小生等ハ上海東亜同文書院商務科(大正八年度ヨリ政治科ヲ設ケズ——原註)ヲ卒業セザルベカラズ……小生等ハ在滬中ハ恰モ人ガ誘拐ヲ受ケ他國ニ於テ苦役ニ服スルガ如キ感ヲナシ<sup>37</sup>」と同文書院、特に商務科での修学に不満を示し、さらに他の留学生も「先年來書院は商務科の一科に限られ從つて留学生として商科に学ぶは種々の点に於て物足らざると考へられ、胸中を述ぶれば過去三年間幾度か悲観仕り候」「[書院は]つまらぬ」と嘆じ悲観し<sup>38</sup>」たとみえ、同様に教育内容の齟齬を指摘している。

同文書院は開学当時、商務科とともに政治科を設置したが、政治科については「入学の志願者が少ふござります、卒業後の就職に於ても、当初政治科卒業生を向ける時のやうな方面からして招聘される」というやうなことも漸次無くなりました、さうして政治科を卒業したものも商務科の卒業生の行く方面に従事する傾になつて來<sup>39</sup>」たことを理由に当時は廃止されていた。

同文書院と同じく専門学校レベルの商業教育をおこなっていた東京高等商業学校は1902年専攻部内に領事

【表4】高等試験外交科試験(旧外交官及領事官試験)  
合格者最終学歴

最 終 学 歴	合格者数	全体に占める割合
帝國大学	255	70.4 (%)
東京高等商業学校・東京商科大学 (うち東京高商専攻科出身)	55 (24)	15.2 (6.6)
東京外国语学校	14	3.9
その他官立(市立)高等教育機関	6	1.7
東亞同文書院	4	1.1
その他私立専門学校・大学	13	3.5
外国の大学	5	1.4
その他(専横、中学校、実業学校等)	10	2.8

(出典) 戦前期日本官僚制研究会編・秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』(東京大学出版会 1981年), 427頁-440頁, より作成。  
(註) 1904年-1930年を対象時期とした。

科を設置して【表4】のように外交官を専門に養成し、輩出していた<sup>40</sup>。しかし、これは外交官の養成であって、留学生の養成とは異なる。留学生は高等試験受験に向けた動きをみせていたことから、教育内容の齟齬とともに外務省留学生の置かれた地位の低さに対する不満ともみられる。

以上(A)から(C)を総合すると、外務省が留学生として中国語の習得を求めたのに対し、留学生はそれにとどまらない教育を欲し、なかには高等試験を受験する学生まで出ていることから、外務省はこれらの行為に対して学費を支給するにふさわしからぬ「不良」として捉えたとみられる。

外務省としても「同文書院ハ屢々変遷ヲ経テ目下各般ノ施設完備シ且ツハ其教授方針ニ於テモ申分ナキ状態ナルハ衆人ノ認ムル処ニ有之斯ル学校ニ於テ修学スルコトヲ厭フ理由ヲ知ルニ苦シム次第ニ有之候<sup>41</sup>」と留学生の不満は実のところ意外だったようである。こうして外務省としては委託教育の再考が必要との認識が高まることとなった。

### (3) 1926年6月からの委託教育

周知のように、1924年6月に外相に就任した幣原喜重郎は、中国への「内政不干涉」と満蒙の「権益擁護」を掲げたいわゆる幣原外交を開いた。一方、中国では国民政府による国内統一の動き、五・三〇事件にみられる反帝国主義運動の高まりにより、中国に進出する日本企業などとの利害の衝突が先鋭化してきた<sup>42</sup>。

関東大震災も重なって大戦後の不況は慢性化し、1923

年には行政整理が実施され、外務省でも高等官の整理がおこなわれた<sup>43</sup>。これが影響したと思われるが、1924、25の両年外務省留学生を採用していない。この時期、省内では1919年からの同文書院委託教育への反省から留学制度の修正が議論された。

1922年6月参事官会議では「留学生書記生試験改正ノ件」が取り上げられた<sup>44</sup>。席上、提案者である杉村参事官は留学生試験が「程度相当高キニ拘ラス採用ニ際シテハ判任ノ下級ニ編入セラルルヲ以テ志願者ノ質佳ナルヲ得」ないので、採用時に官等を引き上げる必要を述べ、あるいは「外国语学校、東亞同文書院等ノ出身者ニシテ語学、法律及經濟何レモ優秀ナル資力ヲ有スル者ハ寧ロ在外研究員若クハ外交科試験ニ応スルノ傾」があるので、留学生試験を廃止すべきことを提案した。在外公館においては、高等官である公使、領事、判任官である書記生のさらに下に位置する留学生という階梯の低さを指摘したものである。この提案は留学生の質の向上に向けた抜本的改革を試みたものであったが、結局、試験廃止は見送られ、従来より一層語学力を重視した詮衡を実施するという試験運用の改善で落ち着いた。

また、1923年12月には有田書記官が「支那語留学生養成ニ關スル私見」を提出した<sup>45</sup>。それによれば「留学生ノ素質惡シク同文書院卒業後一両年北京ニ置クモ到底書記生トシテ領事館其他ニ配シ通訳ノ任ニ耐ヘ得サルヘシ」との見解を示した。その上で、大阪外国语学校長による(1)北京に同文書院、外国语学校の「支那語」研究科を設けてここに留学生を出席させる、(2)この2校は「支那語」の教授を北京に派遣して留学生の指導監督に当たらせる、という提案を紹介し、これに有田も同意している。

これらの改革論議の結果であろう。1926年に採用する留学生については、「〔其ノ人選方ヲ同文会ニ一任〕ニ依ラズ一般留学生ト同様試験実施」しての採用となった。一般の競争試験によって採用された5名のうち、2名は北京への留学へ、あと3名は同文書院への入学と決定された。前者2名は東京外国语学校、大阪外国语学校「支那語科」の卒業、後者3名は松江高等学校中退、海城中学校卒業、慶應義塾大学予科中退であった<sup>46</sup>。同文書院への入学を命じられた3名はその経歴からして、同校での中国語学力の養成が必要と判断されたのだろう。

同年の同文書院入学者を最後に、その後の外務省留学生は一部広東に派遣された者もみられるが、基本的に北京への派遣となつた。同文書院での留学生委託教

育は1919年から1926年までのわずかな期間で終了することになった。その後、再び留学生が集中して同校に派遣されるのは1938年から41年にかけてであった<sup>47</sup>。

### 3. 東亜同文書院における委託教育の内容

同文書院での委託教育は既述のように1907年生留学生は政治科の学科目を選択し、1919年以降の在籍者は一般の商務科の生徒と同じ教育内容、つまり「中国語と中国事情を重んずることを除けば、同種の日本内地の専門学校と大差ない<sup>48</sup>」ものを学んだ。

従って、以下では同文書院在籍期間に外務省によってどのような能力の習得が期待されたのかを中心に検討したい。その手がかりとして同文書院を卒業したのち、さらに北京において2ヶ年修学するにあたり留学

生に課せられた試験を挙げたい。ここで取り上げるのは、1926年6月実施の試験だが、受験者の多くは同年3月に同文書院を卒業した留学生である。従って、この試験で判定されたのは同文書院での学習成果とみてよいと思われる。

試験科目は、作文、中文日訳、日文中訳、書取、会話、中国事情の6科目である。6科目のうち、中国に関する教養を問うものは中国事情1科目のみでその他は中国語の語学力を問うものである。試験を担当した岩村書記官が「實際的ノモノヲ課シタ<sup>49</sup>」とするように、また【表5】のように基本的、実務的な語学力、知識が問われている。外務省が同文書院委託教育に求めたものは実務に役立つ中国語能力の養成であったといえる。このことはたびたび議論にのぼった留学生制度に

【表5】在北京公使館転学後実施試験問題

#### 〔作文〕

上海ノ会社ニ勤務スル友人ニ罷工以来ノ現況ヲ問ヒ併テ北京ノ近況ヲ報スルノ文

#### 〔中文日訳〕

(一) 外交部致日本公使 民国九年八月六日

逕啓者關於廟街事件前准貴公使七月二十七日來函提議中日兩國口管官憲對於駐廟中國駁船及在艦人員協同調查等因當徑達本國海軍部去從茲准復稱已派副官陳復先往查哈爾濱專候日本方面所派人員會同往查日本使館擬派何員會同前往駁詢日本公使見復等語相應函達貴公使查察照即希將貴國方面擬派會查人員銜名暨何日啓行迅即見憑轉後復為荷順頒日祉

(二) 新聞記事 五月二十五日晨報所載

我國留日学生來以缺費之故備受種々痛苦並當派代表回国呼口政府迄未有切實辦法茲聞留日学生以困苦異常時到我國駐日使館要求代辦公使張元節向政府請款接濟張代辦亦而政府迭次請求最近張復有一函到財政部謂正金銀行借款口餘款業經本年三四兩月勻次提訖並函教育部請於十四年公債項下酌口三萬元接濟留東缺費學生教部接函後立即移交財政部聲叙理由請即照口並乞見復云々

#### 〔日文中訳〕

(一) 書翰

拝啓陳者今般閑東長官伯爵児玉秀雄氏着京セラレ段執政ニ敬意ヲ表スル為來五六兩日ノ内ニ於テ謁見セラレ度趣ニ付閣下ヨリ執政ニ経伺ノ上接見セラルヘキ日時ト場所ヲ御回示被下度願上候右得貴意候敬具

(二) 電報

上海〇〇氏先生宛電報

友人〇〇氏明日十日前ノ津浦鉄道急行列車ニテ貴地ニ向ヒ出發ノ予定ナルカ目下貴地ハ擾亂中ノ由ニ付特別ノ便宜御取計ヲ乞フ 何某九日

(三) 電報

漢口來電 蕭督辨ハ七日付ヲ以テ上海事件ニ對シテハ既ニ中央政府ヨリ調査委員ヲ特派シ取調中ナレハ一般ニ靜肅ニ其ノ解決ヲ待ツヘシトノ警告書ヲ發シ一面武漢ノ警戒ヲ一層厳重ニセリ尚ホ武漢各學校ハ暑中休暇ヲ宣シ学生等ニ帰郷ヲ命シタリト云フ

## 〔書取〕

一、

我們想到中國的文化，就必然生出兩箇感想，第一就是中國古代的文化，是有很偉大莊嚴的歷史，第二就是現代中國在世界的文化上，完全落伍，國家的地位，也降落半開化的地位了，我們在今天要實行革命，就政治上說，是要增進國家的地位，圖民族的平等，而在文化上說，是要發展我們民族的文化使我們中國人在世界的文化上面，立於在最優秀的地位，

二、

報上屢次登載，其督辦，其省長，其司令給政府來電 懇請辭職以便養病，我想着，人人患病，多數是不講衛生的，然中國的大官們，吃的是山珍海味而且新鮮，住的多半是高樓大廈，空氣自然清新，穿的是大半綢緞紗羅，出門是汽車馬車，也走不着小民住的不潔淨的小巷，由此看來，他們無一處不合式的地方，為什麼比還我們無錢無權無勢的小民容易得病呢，我實在不解，

## 〔会話〕

一、

善後會議が北京に開かれてから已に二ヶ月余になるか，未だ何等重要な議案を決定しない。且つ地方では依然戰爭が行はれて居るのでこのころは善後會議の前途を悲觀するものも少くない。

- (イ) あなたか外國へ御出かけになると聞きましたか，ほんとうですか
- (ロ) はい，米国へ行きます
- (イ) 御出張ですか
- (ロ) いーえ，たた遊びに行つて来ます
- (イ) 何時頃御出発ですか
- (ロ) 今月末に上海を出発し，途中東京に寄つて，来月中には米国に上陸したいと思ふて居ります

左ノ言葉ヲ通訳セヨ

二、今回ハ御多忙中，且炎暑甚シキニモ拘ハラス，多數諸君ノ御來臨ヲ蒙ムリタルハ光榮トスル所デアリマス，何等ノ設備モナク，粗酒粗肴デ，諸君ノ御口ニ叶ヒマスマイケレトモ，只誠意ノ在ル所ヲ諒セラレテ，ゴ縕クリオ上リテ願ヒマス，茲ニ一杯ヲ挙ケテ，來賓諸君ノ御健康ヲ祝シマス，

三、今回上海事件カ起リテヨリ以来，鎮江，漢口ニ騒動起り，昨夜接手シタル電報ニ依レハ，九江租界ニ暴動アリ，英日両國領事館ハ打壊ハサレ，日本ノ台灣銀行ハ焼カレタソーデス，斯ノ如キ事件ノ続發スルハ，國交上遺憾トスル所デ，更ニ各地ニ發生スルトキハ，事件益重大トナリマスカラ，至急地方官ニ電報ヲ發シ，嚴重ニ取締ラレンコトヲ望ミマス，

## 〔中国事情〕

- 一、支那各省名及督辦省長ノ駐在地並ニ藩部ノ行政区域ノ名ヲ記セ
- 二、支那ニ於ケル帝國領事ノ職務並ニ領事館事務ノ大要ヲ記セ
- 三、支那旅行「執照」ノ性質，形式，有効期限，下附ノ手續並ニ執照ヲ携帶セサル者に対する制裁ヲ略記セヨ
- 四、日本人ト支那人トノ国民性ノ異同ヲ列挙セヨ

〔出典〕「留学生試験成績報告ノ件」(1925年7月2日付)，外務省記録『外務省留学生関係雑件 成績報告書(亞細亞各地)』第1巻。

に関する議論においてより明瞭である。

内容からみて1918, 19年の中国派遣留学生への応募者僅少の時期に作成したと思われる文書には、外國語学校，同文書院，東洋協会学校，善隣書院の4校の中から成績優秀者を推薦させ詮議の上，無試験で留学生

に採用すること，あるいは各府県中学校，台灣，朝鮮，関東州の中学校卒業者の中から外國語の成績優秀者を上記4校に入学させ養成することなどが挙げられている<sup>50</sup>。

また，既述の1922年6月の留学生制度をめぐる外務

【表6】外務省留学生試験成績表（1925年6月）

氏名	作文	中文日訳	日文中訳	書取	会話	総点数	以上平均	科外中国事情
h	85	85	80	75	82	407	81.4	75
i	75	90	80	70	75	390	78.0	70
j	75	80	70	95	75	395	79.0	70
k	70	70	65	60	78	345	69.0	55
l	80	85	80	90	76	411	82.2	70
m	70	90	70	60	65	355	71.0	70

〔出典〕「留学生試験成績報告ノ件」（1925年7月2日付），外務省記録「外務省留学生関係雑件 成績報告書（亞細亞各地）」第1巻。

（註）留学生氏名は匿名とした。

省参事官会議での議論が一般教養の程度を下げる一方で、外國語能力を重視する方針を打ち出したこと、1923年12月の有田書記官の私見でも外國語学校、同文書院の活用が出されていることなどいずれも同様の文脈で捉えられている。

このことは同文書院の中国語教育への外務省の高い評価を裏づけしているともいえるが、同時に中国語学力にのみその主眼があったともいえる。つとに「（高等試験外交科）試験合格者の大部分は東京帝大出身者であり、これに東京商科大学（東京高等商業——原註、以下同じ）出身者約二割弱を加えて外務省首脳部は形成されるのである。そして下士官クラスである留学生、書記生試験（一八九四年開始）の合格者（東京外語、東亜同文書院等特殊外國語学校の出身者が多い）がこれを補佐するのである<sup>51</sup>」とする指摘は、外務省の同文書院への期待が何処にあったかを的確に示している。その意味で留学生のひとりが「書院で只生等は支那語を基礎付けるに過ぎざるを知<sup>52</sup>」ったとの所感は実に正鵠を射たものであるといえる。

公使館で実施した試験結果は【表6】にみえるようであったが、試験官の講評によれば「今後尚十分ノ研修ヲ要ス」（作文）、「留学生ハ平素公使館ニ於テ翻訳ノ練習ヲセシメツ、アルヲ以テ其成績稍可ナリ」（中文日訳）などとあることから<sup>53</sup>、残り2ヶ年でさらなる中国語能力の養成が望まれたわけである。

#### おわりに

以上、外務省留学生制度の変遷に即しつつ同文書院との関係を、特に同校での委託教育に関して述べてきた。ここで明らかになった点をまとめておきたい。

同文書院における委託教育は1907年に一時的に実施された。本格的に同文書院の本科生として委託教育を

実施したのは1919年から、さらに1920年からは従来の外務省による留学生選抜試験を実施せず同文会が選抜する格好で実施された。しかし、このような措置は、外務省が留学生の質を問題としたので、1923年まで継続してのち中止となった。同文書院での外務省留学生委託教育は極めて短期間に終わることとなった。

外務省留学生の養成については、同文書院とともに外國語学校、善隣書院などの学校名が挙げられたが、これらはいずれも当時中国語教育の中心的施設であった。そのなかで同文書院での委託教育が実施されたのは、同校が中国に設置されたということ、さらには外務省が所管する学校であったことが考えられよう。

同文会は外務省に対して同文書院卒業生に外務省留学生試験免除の特例の実施を求めたり、辛亥革命後には政府に対して「經濟經營ヲ進ムルニ方リ之ヲ實行スルカ為」めに「支那通商港全部領事館設置案」、既述の「外務書記生特別養成案」を提出するなどした<sup>54</sup>。しかし、実際はこのような同文会側の熱心な要望に対しても、外務省はあくまで同省の需要に即してのみ一時期委託教育を実施したに過ぎなかった。教育内容が中国語教育に重心が置かれたことも踏まると、同文書院での委託教育は時間的にも、質的にも限定的であったということができよう。

叙上のように、将来書記生、ひいては領事として在華公館での職務に従事する人材養成に関与することで大陸経営に足場を築きたい同文会の思惑は、外務省とある程度は一致をみるもの、必ずしも同文会の要求を満たすものではなかった。同文会は中国通の外務官僚養成の途を確保しようとしたものの、外務省としては同文書院に対して留学生の中国語能力の向上という限定的範囲における役割を期待したものといえよう。

## 【註】

- 1 外務省百年史編纂委員会編『外務省の百年』上巻（原書房 1979年）。
- 2 六角恒廣『中国語教育史の研究』（東方書店 1988年）。
- 3 原敬（外務省通商局長）口述「外務省所管官制改革始末」（1893年12月），註1前掲書，249頁，より再引。
- 4 内山正熊「外交官と領事官の間」「法学研究」（第52巻第5号 1979年5月），4頁。
- 5 安藤彦太郎『中国語と近代日本』（岩波書店 1988年），5頁。
- 6 習新『東亜同文会と中国——近代日本における对外理念とその実践』（慶應義塾大学出版会 2001年），を参照。
- 7 有田八郎書記官「支那語留学生養成ニ関スル私見」（1923年12月），外務省記録『本省職員養成関係雑件』第1巻。
- 8 「春季大会 事業報告」（根津一報告），『東亜同文会報告』（第57回 1904年8月），68頁。
- 9 「在清国外務省留学生ニ関スル件」（1902年8月26日付），外務省記録『外務省留学生関係雑件 亞細亞及亞米利加』。
- 10 『外務省月報』『外務省報』による。本来領事への昇進は外交官及領事官試験に合格した者に限られたが（「外交官領事官及書記任用令」1893年10月），書記生にして満5年以上領事館に勤務し，三級以上の俸給を受けるものは証衡を経て，副領事，領事，その他高等官へ転任することが可能であった（「領事官特別任用令中改正」1900年9月）。
- 11 外務書記生は「語学の熟達者の養成」を目的としたとされる（戦前期日本官僚制研究会編・秦郁彦著『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』東京大学出版会，1981年，666頁）。
- 12 秦郁彦「昭和十年代を中心とした日本外交史研究の現状について」『外交史料館報』（第16号 2002年6月），9頁-10頁。
- 13 在華紡績同業会編著『船津辰一郎』（東邦研究会 1958年）を参照。
- 14 その典型例は1925年五・三〇事件に見て取れる（『日本外交文書 大正十四年第二冊上巻』57頁-64頁，を参照）。
- 15 鈴木隆史『日本帝国主義と滿洲 1900～1945』上（培文房 1992年）を参照。
- 16 「春季大会記事 事業報告」（根津一報告），『東亜同文会報告』（第91回 1907年6月），87頁。
- 17 「留学生学業成績報告ノ件」（1907年8月30日付），外務省記録『外務省留学生関係雑件 亞細亞及亞米利加』。
- 18 「留学生ニ関スル件」（1907年4月20日付），同上書。
- 19 「秋季大会記事 事業報告」（根津一報告），『東亜同文会報告』（第98回 1908年1月），76頁。
- 20 従来の徴兵令では朝鮮以外の外国に居住する者は徴兵が猶予されていたが，1907年1月からは朝鮮と同じく清國，香港などに居住する者に対しても徴兵猶予を適用しないように改められた（「徴兵令中改正」1906年4月）。また，これをうけて同文書院は1907年2月に文部省から5ヶ年の徴兵猶予の特典が付与された（『日清貿易研究所・東亜同文書院 沿革史』東亜同文書院学友会，1908年，87頁）。
- 21 なお，【表2】のように，1919年までも留学生は派遣されているが，これら留学生の徴兵にどのような措置を講じたかは定かでない。
- 22 「清国語ニ通スル吏員養成ニ関スル稟議」，外務省記録『清国語ニ通スル吏員養成ニ関シ在漢口水野領事稟議一件』。
- 23 「東亜同文書院ト外務省留学生」「東亜同文会報告』（第79回 1906年6月），91頁。
- 24 「倉知鉄吉外務省政務局長宛根津一東亜同文書院院長書簡」（1911年6月2日付），外務省記録『外務省留学生関係雑件 亞細亞及亞米利加』。
- 25 「根津一宛倉知鉄吉書簡」（1911年6月8日付），同上書。
- 26 「対支那經營助成案」，外務省記録『東亜同文会関係雑纂』第2巻。
- 27 白井勝美『日本と中國一大正時代』（原書房 1972年）を参照。
- 28 鶴見祐輔編著『後藤新平』第3巻（後藤新平伯伝記編纂会 1937年），844頁-845頁。
- 29 『帝國議会衆議院委員会会議録25』（臨川書店 1984年），94頁，116頁。
- 30 坂野潤治『政党政治と中国政策—1919～1926年—』『近代日本の外交と政治』（研文出版 1985年），を参照。
- 31 註11前掲『戦前期日本官僚制の制度・組織・人事』，668頁。
- 32 「支那語留学生採用案」，外務省記録『外務省留学生関係雑件 亞細亞及亞米利加』。
- 33 「山崎馨一在上海総領事宛小幡酉吉在華公使書簡」

- (1919年11月7日付), 同上書.
- 34 「内田康哉外務大臣宛山崎馨一在上海總領事書簡」  
(1919年11月3日付), 同上書.
- 35 「東亜同文書院依託学生推薦方」「外務省報」(第5号 1921年12月), 17頁.
- 36 「東亜同文書院委託生」「外務省報」(第39号 1923年6月), 22頁.
- 37 「外務大臣内田康哉宛外務省留学生前田正勝書簡」  
(1922年4月15日付), 外務省記録「外務省留学生関係雑件 亞細亞各地ノ部」.
- 38 「外務省人事課留学生係宛外務省留学生橋丸大吉書簡」(1925年1月8日付), 同上書.
- 39 「東亜同文会秋季大会速記録」(小川平吉報告),  
『支那』(第10巻第2号 1919年1月), 43頁.
- 40 「一橋大学百年史」(財界評論新社 1975年), 261頁.
- 41 「留学生罷免ニ関スル件」(1922年6月19日付), 外務省記録「外務省留学生関係雑件 亞細亞及亞米利加」.
- 42 馬場伸也『満州事変への道—幣原外交と田中外交—』(中央公論社 1972年), 江口圭一「日本帝国主義論—満州事変前後—」(青木書店 1975年)を参照.
- 43 註1前掲『外務省の百年』上巻, 1051頁.
- 44 「第七十回参事官会議議事要録」「第七十二回参事官会議議事要録」, 外務省記録「外務省参事官会議一件 議事要録」第3巻.
- 45 前掲註7「支那語留学生養成ニ関スル私見」.
- 46 「留学生派遣ニ関スル件」(1926年6月16日付), 外務省記録「外務省留学生関係雑件 亞細亞各地ノ部」.
- 47 1938年2名, 39年3名, 40年4名, 41年4名となっている(佐々木享「東亜同文書院入学者の群像」「同文書院記念報」第11号, 2003年3月, 22頁, 26頁).
- 48 竹内好「東亜同文会と東亜同文書院」「竹内好全集」第5巻(筑摩書房 1981年), 146頁.
- 49 「留生成績報告ノ件」(1926年7月2日付), 外務省記録「外務省留学生関係雑件 成績報告書(亞細亞各地)」第1巻.
- 50 「支那語書記生及通訳生留学生ノ件」, 外務省記録「外務省留学生関係雑件 亞細亞及亞米利加」.
- 51 白井勝美「外務省——人と機構」, 細谷千博・斎藤真・今井清一・蠟山道雄編『日米関係史1 政府首脳と外交機関』(東京大学出版会 1971年), 115頁.
- 52 橋丸大吉, 註38前掲書簡.
- 53 「留生成績報告ノ件」(1926年7月2日付), 外務省記録「外務省留学生関係雑件 成績報告書(亞細亞各地)」第1巻.
- 54 前掲註26「対支那経営助成案」.

【附記】佐々木享 名古屋大学名誉教授には東亜同文書院(大学)の数千名にのぼる生徒(学生)の学籍簿を悉く調査され、そのデータを快く筆者に御提供くださいました。ここに記して深謝申し上げたい。

## A Study of Sending Students to Toa Dobun Shoin at Expenses of Ministry of Foreign Affairs:

Focusing on Officials-Training Sponsored by the Ministry between 1910-20s

Akihiro Matsutani

This paper aims to consider the function and the role of Toa Dobun Shoin (Dongya Tongwen Shuyuan) from the viewpoint of Ministry of Foreign Affairs which sent the students to the academy, clarifying the actual training of them there. The students were sent to be a consular clerk and a consul in Japanese consulates stationed in China.

Toa Dobun Shoin was at first established as Nankin Dobun Shoin in Nanjing in 1900 by Toa Dobunkai (Dongya Tongwenhui) organized in 1898. This academy then moved to Shanghai in 1901 because of the Boxer Rebellion and changed the name to Toa Dobun Shoin. Down to 1945, this academy had trained students expected to engage in various works in China in their future.

The contents of this paper are as follows:

- (1) The system of sending the students to study in China by Ministry of Foreign Affairs and the career after they had finished studying,
- (2) The actual implementation of training there sponsored by Ministry of Foreign Affairs,
- (3) The contents of training expected to study there.

In this paper we can clarify as follows:

Firstly Ministry of Foreign Affairs temporarily sent students to Toa Dobun Shoin only in 1907. After that it sent students there in earnest from 1919 to 1923 because an applicant for the student studying in China was short. Ministry of Foreign Affairs therefore had Toa Dobunkai select the students. But such selective system had ended until 1923. That is why it regarded them as not being so brilliant compared with ones before 1919.

Secondly Ministry of Foreign Affairs was nearly accord with Toa Dobunkai in their intent to expand economic power of Japan into China. But both sides were contrary to expectation for training the students. After all, Ministry of Foreign Affairs mainly requested for Toa Dobun Shoin to train their ability of Chinese.